

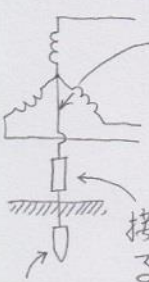
381. 鉄台と外箱に施す接地工事の省略・電路の中性点の接地

① 省略が認められている鉄台・外箱に施す接地工事（小出力発電設備の燃料電池は除く）。
 ・ 直流300V以下、または交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合。
 ・ 低圧用の機械器具を乾燥した木製の床、その他これに類する絶縁性の物の上で
 取り扱うよう施設した場合。低圧もしくは高圧の機械器具、解釈第26条に規定する特別
 高圧電線路に接続する配電用変圧器、もしくはこれに接続する機械器具または解釈第108
 条第1項に規定する特別高圧架空電線路に施設する機械器具を人が触れる恐れが無いよ
 うに、木柱その他これに類する物の上に施設する場合。電気用品安全法の適用を受ける二
 重絶縁構造の機器。鉄台、外箱の周囲に適当な絶縁台を設ける場合。水気のある場所以
 外の場所に施設するもの。電気用品安全法の適用を受ける漏電遮断器（感度15mA以下、
 動作時間0.1秒以下）を施設した低圧電路に施設するもの。

＜電路の中性点の接地など＞

電路を接地できる箇所は、一部の特別な場合を除いて、一般には変圧器低圧側に施すB種接地工事の他は、①電路の保護装置の確実な動作の確保、②異常電圧の抑制、③対地電圧の低下を図る事、④低圧電路に施設する保護装置の確実な動作を図る事、を目的とした電路の接地、変圧器安定巻等の接地、需要場所の引込口付近の接地および電子機器に接続する使用電圧150V以下の電路の接地が認められている。

・(a), (b), (c)を目的とする電路の中性点の接地



① 接地線は、直径4mm(低圧電路では2.6mm)の軟銅線、または引張強さ2.46kN以上(低圧電路では1.04kN以上)の容易に腐食し難い金属線であつて、故障電流を安全に通ずる事ができるもの ② 接地線は、取扱者以外の者が出入りできないように設備した場所に施設するか、または人が触れる恐れが無いように施設しなければならない

接地線に接続する抵抗器、リアクトルその他には、故障の際に流れる電流を安全に通ずる事でできる物である事

接地極は、故障の際にその近傍の大地との間に生ずる電位差により、人もしくは家畜、または他の工作物に危険を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない

・④を目的とする電路の接地



一般的には接地は中性点に施す

使用電圧300V以下で中性点に接地を施し難い場合は、電路の一端接地が認められている

① 接地線は直径2.6mmの軟銅 場合は、電路の一端接地が認め
線または引張強さ1.04kN以上の容易に腐食し難い金属線であつて、
故障電流を安全に通じる事ができるもの ② 接地線および接地極
の工事は#379左図に示す方法で施設する

○その他の場合は解釈第19条第4,5,6項の規定により施設しなければならない

中性点の接地線の大さき引張強さは、B種接地工事の接地線と大体同じかな



鉄台、外箱に施す
接地工事の省略
についてもチエツク
しておこう

